

大阪市介護保険条例（抜粋）

（介護認定審査会の委員の定数等）

第3条 大阪市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、1,204人以内で市長が定める。

- 2 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会について必要な事項は、市長が定める。